

第5回人権賞 受賞者 社会福祉法人 基督教児童福祉会・国際精神里親運動部
【受賞理由】

アジア太平洋地域の困窮児童の福祉ニーズに応えるため、会員が文通を通じ現地の子どもたちとの交流を深め、自己啓発プログラム、教育プログラム、訓練プログラム等を実施するなどの活動に対して。

Q 1 どのようなきっかけから「受賞テーマ」に取り組むようになりましたか。

当会は、戦後26年間、わが国の児童を支援し続けた米国民間支援団体「キリスト教児童基金」の支援受け入れ窓口として1952年に設立された。その支援が終結した翌年の1975年、児童福祉分野における国際協力を行うため、運動部を創立し、「精神里親」を募集（募金）して、フィリピンの貧困家庭への支援活動を開始した。

Q 2 その活動には、どのようなご苦労がありましたか。

寄付の文化がまだ定着していなかった1970年代後半は、「精神里親」の募集（募金）に苦労した。また1990年代後半以降、いわゆるバブルの崩壊による不況の影響を受け会員が漸減している。さらに、資金や人的資源の制約の中で、わが国の民間団体による国際協力活動の質を国際的なレベルに引き上げ、充実を図ることにも苦労が絶えない。

Q 3 人権賞を受賞してどのような変化がありましたか。

人権賞を受賞した1991年は「子どもの権利条約」が国連総会で採択され、発行した直後であり、条約が規定する子どもの権利を意識して支援事業を組み立てる努力をするようになった。

Q 4 「受賞テーマ」はどのように発展・継承され、現在はどのような活動状況となっていますか。

国際協力活動では、「支援する側」と「支援される側」という関係が生まれる危険性があり、また、子どもたちは支援の受け手と考えられる傾向がある。そこで、「子ども権利条約」が規定する意見表明権を実効あるものとするため、2001年4月にフィリピン共和国マニラで、支援を受ける子どもたちの代表が参加する「子ども会議」を開催し、子どもたちの声を聴くことにより、支援活動の充実を図っている。

Q 5 あなたにとって、いま最も関心のある「テーマ」は何ですか。

データベース・ソフトを活用して、支援活動のモニターシステムを構築しつつある。これは、「子どもの権利条約」が規定する権利、例えば、保険・医療への権利や教育の権利について指標化し、それらの指標を通して支援をうける子どもたち変化（成長）をモニターするとともに、得られたデータの分析により、わが国の民間支援団体の弱点である「評価」を支援活動の一部として確

立することをめざすものである。

Q 6 新たにはぐくむべき「人権」のテーマなど、今後の抱負や活動目標とともに聞かせください。

「子どもの権利条約」が発行して10年が経過した現在、ユニセフなどが発表する子どもたちの成長指標には改善をみることができる。しかし、先進国と開発途上国、「富める者」と「貧しい者」との間の格差は、縮小するどころか拡大している。

21世紀、子どもの最善の利益を考慮すべきという条約を実効あるものとするため、支援事業の改善を通して、さらに子どもたちの成長を支援していきたい。